

第55期（令和7年度）熊本地方最低賃金審議会
熊本県最低賃金第3回専門部会

基本的見解

2025年8月12日

労働者代表委員

I. 最低賃金の目的と役割

II. 賃金決定の3要素について

III. 金額審議にあたって

IV. 現状認識

V. 労働環境

VI. 最低生計費（地域における労働者の生計費）

I. 最低賃金の目的と役割

～ 法の趣旨を再確認する ～

【日本国憲法】

25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

【労働基準法】

1条 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。

(2) この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

【最低賃金法】

(目的)

第一条 この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(地域別最低賃金の原則)

賃金決定の3要素

第九条

- 2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。
- 3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

I. 最低賃金の目的と役割

「通常の事業の賃金支払能力」とは？

第168回国会(臨時会)

答弁書

答弁書第三八号 内閣参質一六八第三八号

2007年11月6日

内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議長 江田 五月 殿

参議院議員福島みずほ君提出最低賃金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出最低賃金に関する質問に対する答弁書

「労働者の生計費」とは、労働者の生活のために必要な費用をいい、これに関しては、例えば、世帯人員別の標準生計費や生活保護基準、物価指数等の資料を参考にしている。「類似の労働者の賃金」とは、当該地方の労働者の賃金水準をいい、これに関しては、例えば、学卒初任給や春季賃上げの状況等の資料を参考にしている。「通常の事業の賃金支払能力」とは、個々の企業の支払能力ということではなく、地域において正常な経営をしていく場合に通常の事業に期待することができる賃金支払能力をいい、これに関しては、例えば、経済産業省の実施した「工業統計調査」による付加価値額の状況、日本銀行の実施した「短期経済観測調査」による業況判断及び経常利益の状況等の資料を参考にしている。地域別最低賃金については、地方最低賃金審議会において、平成十九年度においても従来と同様、これらの資料を参考にし、地域の実情を踏まえた調査審議を経て適切に決定されているものと承知している。なお、御指摘の三つの考慮要素については、軽重があるものではなく、いずれも最低賃金の決定に当たって考慮されるべきものとする。

Ⅱ. 賃金決定の3要素について

熊本県の最低賃金をどう考えるべきか？

●地域における労働者の生計費（暮らしていくために必要な費用）

- ・県内の2025年5月の消費者物価指数は、**前年同月比3.8%上昇（39カ月連続前年を上回る）**。 ※出所：熊日新聞
食料関連やエネルギー関連の上昇が家計に大きく影響。
- ・連合では、**熊本県の最低生計費（2024リビングウェイズ）**として、**時給1,130円（自動車保有：時給1,450円）**と試算。
- ・TSMC進出で菊陽町や大津町では、地価と住宅家賃が急上昇し熊本市を上回る。賃貸住宅の家賃が高騰し利用者の生活コスト増となっている。 ※出所：アットホーム株式会社プレスリリース
- ・政府によるエネルギーの負担軽減策は限定的。

●地域における労働者の賃金（相場の額）

- ・県内労組の2025賃上げは**3年連続で1万円突破**。また、組合員数300人未満でも**2年連続で1万円台（5.18%）**を記録 ※連合熊本集計
- ・有期、短時間、契約等労働者の賃上げは**66.98円 5.81%（昨年同時期 4.28円増 0.07ポイント増）** ※連合最終集計
- ・TSMCの進出で人材確保の観点から初任給の引き上げが加速。（TSMC大卒初任給28万円）
- ・熊本市のハローワークの募集賃金（職業計）も**1,127円～1,267円と最賃（952円）**を大きく上回っている。 ※出所：ハローワーク熊本
- ・春闘の恩恵を受けられない**未組織労働者**、特に**低所得者層は、最低賃金が上がらないと賃金は上がらない**。

●通常の事業の賃金支払能力（個々の企業の支払い能力ではなく、正常な経営をしていく場合に通常の事業に期待できる賃金支払い能力）

- ・熊本県内の経済状況「**物価上昇の影響がみられるものの、緩やかに回復している**」 ※出所：財務省九州財務局「熊本県内経済情勢報告」
(個人消費は、物価上昇の影響がみられるものの、緩やかに回復している。生産活動は、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。雇用情勢は、持ち直している。)
- ・東京商工リサーチ調べによると、倒産件数は前年度比7件減の31件（サービス業17件・卸売業7件など）。新型コロナ関連融資を受けた企業の売り上げ回復の遅れや、人件費高騰などが背景で考えられる。
- ・九州フィナンシャルグループの試算では、TSMC進出に関する経済波及効果は、「生産+投資」による2031年までの10年間の累計額は1兆1,920億円（県内総生産影響額 5兆6,182億円）と算定。

Ⅲ. 金額審議にあたって



連合「2025年度最低賃金取り組み方針」



■基本的な考え方

- 生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準への引き上げに向けた、公労使の三者構成原則のもとで議論する
- 連合が掲げる「誰もが時給1,000円」を達成する
- 隣県等への働き手流出等の一因とされる、地域間「額差」を縮小する

■2025年度の目標

1. 全都道府県で1,000円以上とする。
2. 中期的に達成すべき目標への到達に向けた引き上げをはかる。
 - ・ 外部労働市場における求人募集賃金や高卒初任給との均衡
 - ・ 連合リビングウェイジ
 - ・ 相対的貧困ライン水準 (1,321円※)上記を重視し、あるべき水準への到達をめざす。
3. 地域間の「額差」を金額の底上げによって縮小する。

Cランクの底上げ！
同一ランク内での
額差縮小！

※一般労働者の所定内給与額の中央値279,800円/月(166時間)+年間賞与の平均値909,000円/12月(2023賃金構造基本統計調査第1表、第3表)に2024毎月勤労統計で2024年の賃上げ分が反映していると推測される5-9月の一般労働者所定内給与(共通事業所集計)前年比2.8%の伸びを反映した金額の60%の時給相当額は1,321円となる。

Ⅲ. 金額審議にあたって

1. 最低賃金近傍で働く者の「暮らしをまもる」

- ◆個人消費は緩やかに回復しているものの、物価上昇、通商政策などアメリカの政策動向、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。
- ◆足元の実質賃金は2025年5月時点▲2.9%と、物価上昇に賃金が追いついていない状況が続いている。とりわけ最低賃金近傍で働く労働者の生活は苦しく、生活水準の維持・向上の観点から、**実質賃金の引き上げを意識した議論の必要**がある。

2. 日本社会のステージを転換し、「未来をつくる」

- ◆連合の2025春季生活闘争第7回（最終）回答集計（2025.7.3）では、平均賃金方式で回答を引き出した国内5,162組合の賃上げ結果は、**額 16,356円・率5.25%**と**額・率ともに昨年同時期を上回った**。また、**有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額は時給で66.98円、率5.81%**であった。
- ◆**連合熊本**においても、最終集計（2025.7.9）では、81組合（19,489人）の賃上げは、**13,515円・率4.93%**で**組合員300人未満の中小組合は、12,380円・率5.18%**と**中小組合の統計を取り出した2014年以降で初めて5.00%台を超える賃上げを獲得した**。
- ◆日本経済を好循環へと導くためには、昨年から続く春季生活闘争で獲得した賃上げの流れを未組織労働者、最低賃金近傍で働く労働者の労働条件向上へと確実に波及させる必要がある。最低賃金を引上げることで、「労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」との最低賃金法1条の目的を果たすべきである。

3. 労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ

- ◆地域別最低賃金は、最高額（東京都）1,163円で1,920時間（8時間/日・20日・12ヶ月）働いても年収223万円程度と、いわゆるワーキングプア水準にとどまる。生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引上げるべきである。
- ◆**2025年度は、連合リビングウェイズを念頭に審議を行う。**
- ◆第4表の賃金上昇率とは、パートタイム労働者の前年からの賃金上昇率の調査結果であって、低賃金労働者の生活実態と生計費を踏まえた水準を議論する材料ではないし、「企業の支払い能力」を示すものではない。
⇒これは金額の水準がどうであるかといった判断ではなく、小規模企業の賃金上昇の割合だけ、最低賃金を1年遅れて補正する意味に！

Ⅲ. 金額審議にあたって

4. 地域間格差の是正

- ◆九州ブロックでの地域間は熊本ー福岡(Bグループ)で40円。熊本ー佐賀(Cグループ)で4円となる。2024年度はABCランクとも同額の目安50円となり、日本全体の地域間格差は縮まることはなく、依然として地方部から都市部へ労働力を流出させ歯止めにならなかった。結果、地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となっている。

5. 中小・零細事業者が賃上げしやすい環境の整備

- ◆最低賃金引上げには、「通常の事業の賃金支払い能力」を高めることが重要。
- ◆当該環境整備に向け、政府の各種支援策の利活用状況等を踏まえた効果測定等を踏まえた上で、一層の制度拡充や利活用促進が必要。
- ◆加えて、最低賃金引上げ分を含めた労務費上昇分を適切に価格転嫁できるよう、パートナーシップ構築宣言の普及・促進等を一層進め、実効性を高めるべき。

6. 労働市場の改善傾向を踏まえた審議

- ◆雇用情勢については、完全失業率、有効求人倍率ともに堅調に推移している。雇用人員判断 D.I. も製造業・非製造業ともに不足超となっているなど、近時の労働市場の改善傾向も踏まえた上で、最低賃金の引上げを検討すべきである。
- ◆最低賃金の引上げと雇用維持とは相反しない。むしろ人材不足が顕著な中小企業・零細事業所において、人材確保・定着の観点から最低賃金を含む賃上げは急務。そのためにも前記5の環境整備が必要である。

以上ことから、労働者側は最賃引き上げの根拠として、最低生計費であるリビングウェイズ等を考慮し提示しますので、金額審議におきましては、客観的な根拠に基づいた議論を求めます。

IV. 【現状認識】 今年の改正状況

ランク	都道府県名	2023年度	2024年度改定					2024年度決定状況					指 定 発 効 日	
		最低賃金額	最低賃金額					専門部会 決定日	6条 5項	採 決	審議会 結審日	採 決		指 定 発 効 日
		時間額	時間額	目安	+額	引上げ額	率							
A	東京	1113	1163	50	0	50	4.49%	8月5日		★	8月5日	★	10月1日	
	神奈川	1112	1162	50	0	50	4.50%	8月5日		○	8月5日	○	10月1日	
	大阪	1064	1114	50	0	50	4.70%	8月1日	有	○	—	—	10月1日	
	埼玉	1028	1078	50	0	50	4.86%	8月5日		○	8月5日	○	10月1日	
	愛知	1027	1077	50	0	50	4.87%	8月2日		▲	8月5日	▲	10月1日	
	千葉	1026	1076	50	0	50	4.87%	8月5日		○	8月5日	○	10月1日	
	京都	1008	1058	50	0	50	4.96%	8月5日		●	8月5日	●	10月1日	
	兵庫	1001	1052	50	1	51	5.09%	8月5日		●	8月5日	●	10月1日	
	静岡	984	1034	50	0	50	5.08%	8月1日		●	8月5日	●	10月1日	
	三重	973	1023	50	0	50	5.14%	8月2日		▲	8月5日	△	10月1日	
B	広島	970	1020	50	0	50	5.15%	8月5日		△	8月5日	△	10月1日	
	滋賀	967	1017	50	0	50	5.17%	8月2日		△☆	8月5日	△☆	10月1日	
	北海道	960	1010	50	0	50	5.21%	8月2日		●	8月5日	●	10月1日	
	茨城	953	1005	50	2	52	5.46%	8月5日		●	8月5日	●	10月1日	
	栃木	954	1004	50	0	50	5.24%	8月5日	有	○	—	—	10月1日	
	岐阜	950	1001	50	1	51	5.37%	8月5日		●	8月5日	●	10月1日	
	富山	948	998	50	0	50	5.27%	8月5日		●	8月5日	●	10月1日	
	長野	948	998	50	0	50	5.27%	8月5日		○	8月5日	○	10月1日	
	福岡	941	992	50	1	51	5.42%	8月8日		●	8月9日	●	10月5日	
	山梨	938	988	50	0	50	5.33%	8月1日		△☆	8月5日	△☆	10月1日	
	奈良	936	986	50	0	50	5.34%	8月2日		▲	8月5日	▲	10月1日	
	群馬	935	985	50	0	50	5.35%	8月8日		▲	8月8日	▲	10月4日	
	新潟	931	985	50	4	54	5.80%	8月5日		●	8月5日	●	10月1日	
	石川	933	984	50	1	51	5.47%	8月9日		☆	8月9日	☆	10月5日	
	福井	931	984	50	3	53	5.69%	8月9日		●	8月9日	●	10月5日	
	岡山	932	982	50	0	50	5.36%	8月6日		▲	8月6日	▲	10月2日	
	和歌山	929	980	50	1	51	5.49%	8月5日		●	8月5日	●	10月1日	
	徳島	896	980	50	34	84	9.38%	8月29日		▲☆	8月29日	△☆	11月1日	
	山口	928	979	50	1	51	5.50%	8月5日		●	8月5日	●	10月1日	
	宮城	923	973	50	0	50	5.42%	8月5日		△☆	8月5日	△☆	10月1日	
香川	918	970	50	2	52	5.66%	8月6日	有	○	—	—	10月2日		
島根	904	962	50	8	58	6.42%	8月16日		●	8月16日	●	10月12日		
愛媛	897	956	50	9	59	6.58%	8月19日	有	○	—	—	10月13日		
福島	900	955	50	5	55	6.11%	8月9日		●	8月9日	●	10月5日		

ランク	都道府県名	2023年度	2024年度改定					2024年度決定状況					指 定 発 効 日	
		最低賃金額	最低賃金額					専門部会 決定日	6条 5項	採 決	審議会 結審日	採 決		指 定 発 効 日
		時間額	時間額	目安	+額	引上げ額	率							
C	鳥取	900	957	50	7	57	6.33%	8月9日		●	8月9日	●	10月5日	
	佐賀	900	956	50	6	56	6.22%	8月20日		●	8月20日	●	10月17日	
	山形	900	955	50	5	55	6.11%	8月20日		●	8月21日	●	10月19日	
	大分	899	954	50	5	55	6.12%	8月9日		●	8月9日	●	10月5日	
	青森	898	953	50	5	55	6.12%	8月9日		●	8月9日	●	10月5日	
	長崎	898	953	50	5	55	6.12%	8月16日		●	8月16日	●	10月12日	
	鹿児島	897	953	50	6	56	6.24%	8月9日		●	8月9日	●	10月5日	
	熊本	898	952	50	4	54	6.01%	8月9日		●	8月9日	●	10月5日	
	高知	897	952	50	5	55	6.13%	8月13日	有	○	—	—	10月9日	
	宮崎	897	952	50	5	55	6.13%	8月9日		●	8月9日	●	10月5日	
	沖縄	896	952	50	6	56	6.25%	8月13日		●	8月13日	●	10月9日	
	岩手	893	952	50	9	59	6.61%	8月27日		●	8月28日	●	10月27日	
	秋田	897	951	50	4	54	6.02%	8月5日		■	8月5日	□	10月1日	
	加重平均	1004												

※ 決定状況表示 ○: 全会一致 ●: 使用者側反対 ▲: 労働者側反対 ☆: 使用者側一部反対 △: 労働者側一部反対 ★: 使用者側一部棄権
 ■: 使用者側退席 ◆: 労働者側退席 □: 使用者側一部退席 ◇: 労働者側一部退席 ▽: 労働者側一部棄権
 ※ 加重平均は、厚生労働省発表による

【概況】
 熊本は54円(目安50円+4円)の引上げで結審 ⇒ 952円
 10月1日の発効日の必要性を強く主張。地域間格差是正を重視した結果、目安プラス4円で10月5日発効で結審。

九州のCランクでは一番手で結審した。その後、大分・鹿児島・宮崎・沖縄と続き佐賀は、目安50円プラス6円で結審し956円となった。結果、熊本は九州で一番低い金額(同位で宮崎・沖縄)となった。

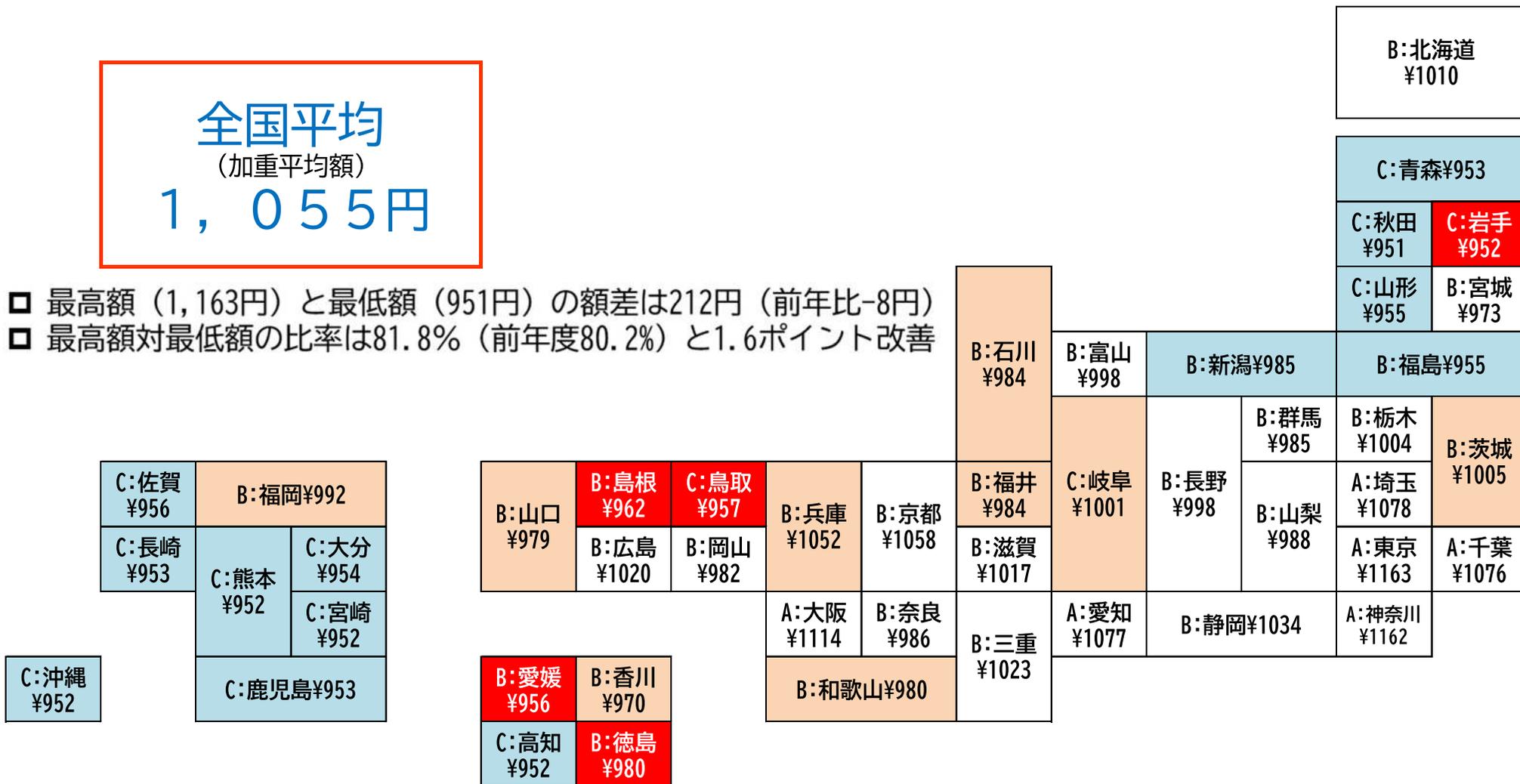
目安を大幅に上回る金額引上げが実現したが全国で下から2番目という結果となった。

IV. 【現状認識】 昨年の改正状況

2024年度地域別最低賃金・改定額一覧（地図）

全国平均
 （加重平均額）
1,055円

- 最高額（1,163円）と最低額（951円）の額差は212円（前年比-8円）
- 最高額対最低額の比率は81.8%（前年度80.2%）と1.6ポイント改善



目安通り	目安+1~3円	目安+4~6円	目安+7円以上
20	9	13	5

IV. 【現状認識】 熊本県最低賃金の水準 (地域の賃金や生計費等)

No.	項目	月額	備考 (出典等)
1	熊本県地域別最低賃金 (952円)での月額換算	165,458円	⇒ 165,458円/月 × 12ヶ月 = 1,985,496円/年 ※952円×173.8h(下段参照)
2	最低賃金での可処分所得 (R6年度中賃 0.807を使用) 出典: 令和6年度中央最低賃金審議会 目安に関する小委員会(第2回)	133,524円	952円×173.8h×0.807=133,524円(月額) ⇒ 1年間2,085時間働いても1,601,830円
3	標準生計費	①一人世帯(熊本市)	出所: 熊本市「標準生計費及び労働経済指標」 令和6年4月 熊本市人事委員会
		②二人世帯(熊本市)	
4	短時間労働者の1時間あたり 所定内給与額 (外国人労働者: 技能実習) 出所: 賃金構造基本統計調査 (令和6年)e-Stat	①産業・企業規模計	[参考] 1,000人以上 1,170円
		②10~99人	
		③100~99人	
5	新規学卒者の所定内給与額 高校卒 (企業規模10人以上) 出所: 賃金構造基本統計調査 (令和6年)e-Stat	①男女計 (時給換算 1,067円)	[九州 高校卒 男女計] 福192.1(時1,105) 佐190.6(時1,097) 長185.6(時1,068) 大194.6(時1,120) 宮179.5(時1,033) 鹿190.6(時1,097) 沖173.6(時999)
		②男 (時給換算 1,098円)	
		③女 (時給換算 1,031円)	
6	短時間労働者の1時間あたり 所定内給与額 (10人以上) 出所: 賃金構造基本統計調査 (令和6年)e-Stat	①男女計	[九州 男女計] 福1,345(男1,414 女1,321) 佐1,390(男1,971 女1,177) 長1,263(男1,451 女1,193) 大1,213(男1,422 女1,145) 宮1,155(男1,253 女1,126) 鹿1,358(男1,882 女1,171) 沖1,205(男1,285 女1,176)
		②男	
		③女	
7	生活保護費の試算	①熊本県熊本市	生活保護の自動計算サイト 夫婦2名 20~40歳(生活扶助 + 住宅扶助)
		②熊本県荒尾市	
		③熊本県八代市	

※ 月平均所定労働時間 173.8時間 = 1年間365日÷7日(1週)×週40時間=2,085時間(年間所定労働時間) ⇒ 2,085時間÷12か月=173.8時間

IV. 【現状認識】 短時間労働者の1時間あたり賃金

企業規模 10人以上

※1時間あたり賃金・・・短時間労働者について、労働者ごとに賃金を所定内実労働時間で除したものを平均した額

令和6年
(単位:円)

都道府県	男						女					
	産業計	製造業	運輸業 郵便業	卸売業 小売業	宿泊業 飲食 サービス 業	サービス 業(他に 分類さ れないも の)	産業計	製造業	運輸業 郵便業	卸売業 小売業	宿泊業 飲食 サービス 業	サービス 業(他に 分類さ れないも の)
全国計	1,699	1,411	1,406	1,237	1,188	1,431	1,387	1,188	1,207	1,210	1,191	1,330
福岡	1,414	1,326	1,337	1,200	1,103	1,286	1,321	1,093	1,179	1,141	1,109	1,291
熊本	1,234	1,157	1,319	1,069	1,069	1,054	1,197	1,119	1,175	1,053	1,069	1,154

IV. 【現状認識】 県内組織労働者の賃金実態

※所定内賃金：時間外手当、休日出勤手当、交替手当、通勤手当を除き、所定労働時間働いた場合に毎月決まって支払われる賃金

※パート除くフルタイム労働者

2024賃金実態調査結果	全産業							
	金属	化学繊維	食品	交通運輸	サービス一般	製造業	商業流通	
人数(人)	14,398	6,356	604	67	1,729	3,077	7,027	385
平均年齢(歳)	41.0	42.2	38.4	38.6	43.8	39.7	41.8	38.6
勤続(年)	16.6	18.3	16.1	13.4	13.2	15.1	18.1	13.1
平均額(円)	281,300	281,900	248,500	217,300	240,300	285,000	278,500	253,600
※2 時間給換算 173.8H	1,619	1,622	1,430	1,250	1,383	1,640	1,602	1,459
※1 第1四分位(円)	223,300	234,500	193,400	182,100	202,000	225,600	230,000	206,200
※2 時間給換算 173.8H	1,285	1,349	1,113	1,048	1,162	1,298	1,323	1,186

※1 第1四分位数：全体を四等分し、低い方から1/4(25%)にあたる人の賃金

※2 所定内賃金：時間外手当、休日出勤手当、交替手当、通勤手当を除き、所定労働時間働いた場合に毎月決まって支払われる賃金

【Ⅳ. 現状認識】

2. 職業別求人賃金・求職（希望）賃金…フルタイム及びパート

2025年6月	求人賃金				求職賃金	
	フルタイム		パート		フルタイム	パート
	上限	下限	上限	下限		
職 業 計	262,690	207,406	1,263	1,122	222,675	1,051
管 理 的 職 業 従 事 者	298,523	248,003	1,081	1,081	283,333	1,000
専 門 的 ・ 技 術 的 職 業 従 事 者	287,564	222,829	1,534	1,307	232,735	1,252
事 務 従 事 者	228,768	188,820	1,205	1,101	213,244	1,023
販 売 従 事 者	285,590	212,684	1,064	1,025	246,400	1,026
サ ー ビ ス 職 業 従 事 者	239,663	199,291	1,217	1,066	214,234	1,021
保 安 職 業 従 事 者	214,075	175,841	1,332	1,212	192,000	1,000
農 林 漁 業 従 事 者	211,600	181,600	1,101	1,041	196,667	1,170
生 産 工 程 従 事 者	280,046	209,255	1,296	1,010	210,920	1,000
輸 送 ・ 機 械 運 転 従 事 者	238,473	201,098	1,314	1,192	250,000	989
建 設 ・ 採 掘 従 事 者	293,273	206,749	1,779	1,390	267,619	1,000
運 搬 ・ 清 掃 ・ 包 装 等 従 事 者	205,876	190,239	1,015	994	210,800	989
分 類 不 能 の 職 業	-	-	-	-	220,516	1,031

*月内にハローワーク熊本に求職申込をされた方の希望賃金、及び当月提出された求人の平均賃金で算出。

*パートは時間給で計上 *臨時・季節・日雇を除く常用で算出（パートは含む）

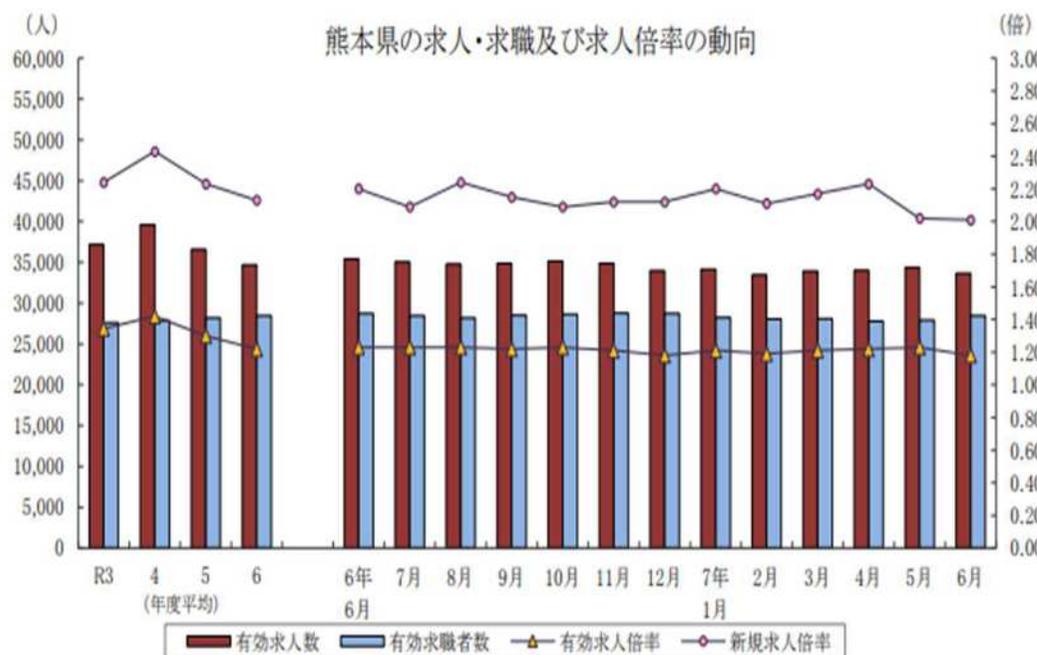
【Ⅳ. 現状認識】 熊本県内の2025年6月の有効求人倍率

- 2025年6月の県内の有効求人倍率は、1.18倍で前月比0.05ポイント減少。減少は4ヵ月ぶり。求人時期のずれの影響が大きい。
- 有効求人数は前月比2.0%減の33,672人で4ヵ月ぶりに減少。
- 2025年6月の新規求人数は 前年同月比5.5%減の11,334人で、2ヵ月連続で減少。
- 新規求職申込件数は、前年同月比7.9%増の5,670人で、8ヵ月ぶりに増加。
- 全国平均の有効求人倍率は、1.22倍。前月から0.02ポイント減少。
- 有効求人数が求職者を上回る状態が続いている。物価上昇が雇用に与える影響を注視しなければならない。

[産業別の新規求人]

- 食品製造業が前年同月比27.7%減で2ヵ月連続で減少。輸送用機械器具製造業は76.0%減で4ヵ月ぶりに減少。宿泊業は、17.4%減で5ヵ月連続の減少。
- いずれも慢性的な人手不足が続いているが、大手工場の求人時期の前年とのずれや、前年に開業した事務所で求人が多かった反動が影響している状況。

- ❖ 令和7年6月の有効求人倍率は1.18倍で、前月に比べて0.05ポイント低下。
- ❖ 令和7年6月の新規求人倍率は2.01倍で、前月に比べて0.01ポイント低下。

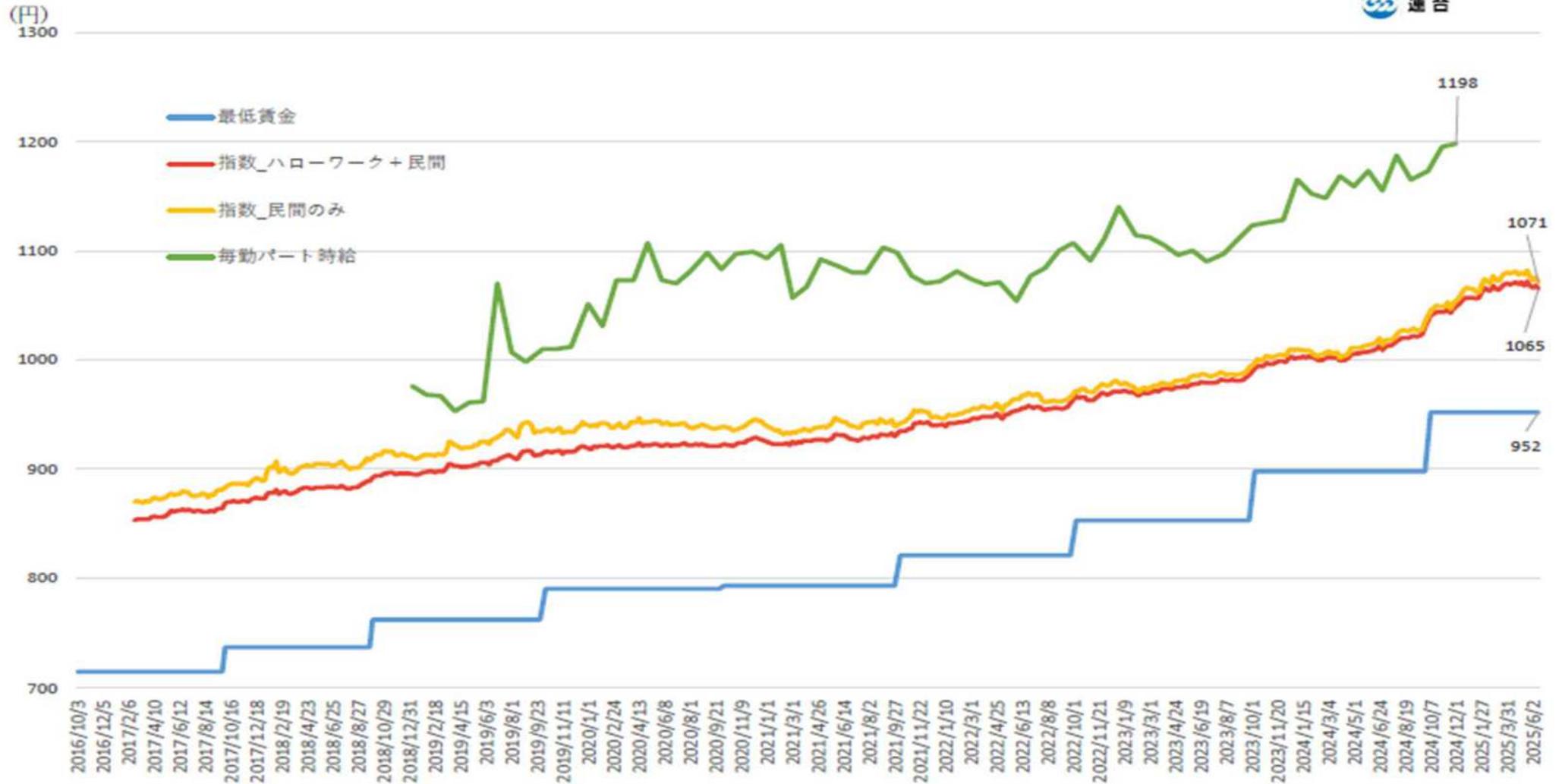


	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率		新規求人倍率		完全失業率 (%)	完全失業者数 (万人)
	熊本県	熊本県	熊本県	全国	熊本県	全国	全国	全国
R3年度	37,156	27,621	1.35	1.16	2.24	2.08	2.8	191
4年度	39,590	27,867	1.42	1.31	2.43	2.30	2.6	178
5年度	36,577	28,198	1.30	1.29	2.23	2.28	2.6	178
6年度	34,714	28,464	1.22	1.25	2.13	2.26	2.5	175
6年 11月	34,892	28,768	1.21	1.25	2.12	2.25	2.5	164
12月	33,980	28,736	1.18	1.25	2.12	2.27	2.5	154
7年 1月	34,134	28,225	1.21	1.26	2.20	2.32	2.5	163
2月	33,460	28,042	1.19	1.24	2.11	2.30	2.4	165
3月	33,907	28,092	1.21	1.26	2.17	2.32	2.5	180
4月	34,016	27,777	1.22	1.26	2.23	2.24	2.5	188
5月	34,372	27,925	1.23	1.24	2.02	2.14	2.5	183
6月	33,672	28,477	1.18	1.22	2.01	2.18	2.5	176

引用：令和7年8月1日 熊本労働局プレスリリース
 引用：令和7年8月1日 熊本日日新聞

【IV. 現状認識】パートタイム労働者の時間当たり給与と求人募集賃金、最低賃金の推移

熊本



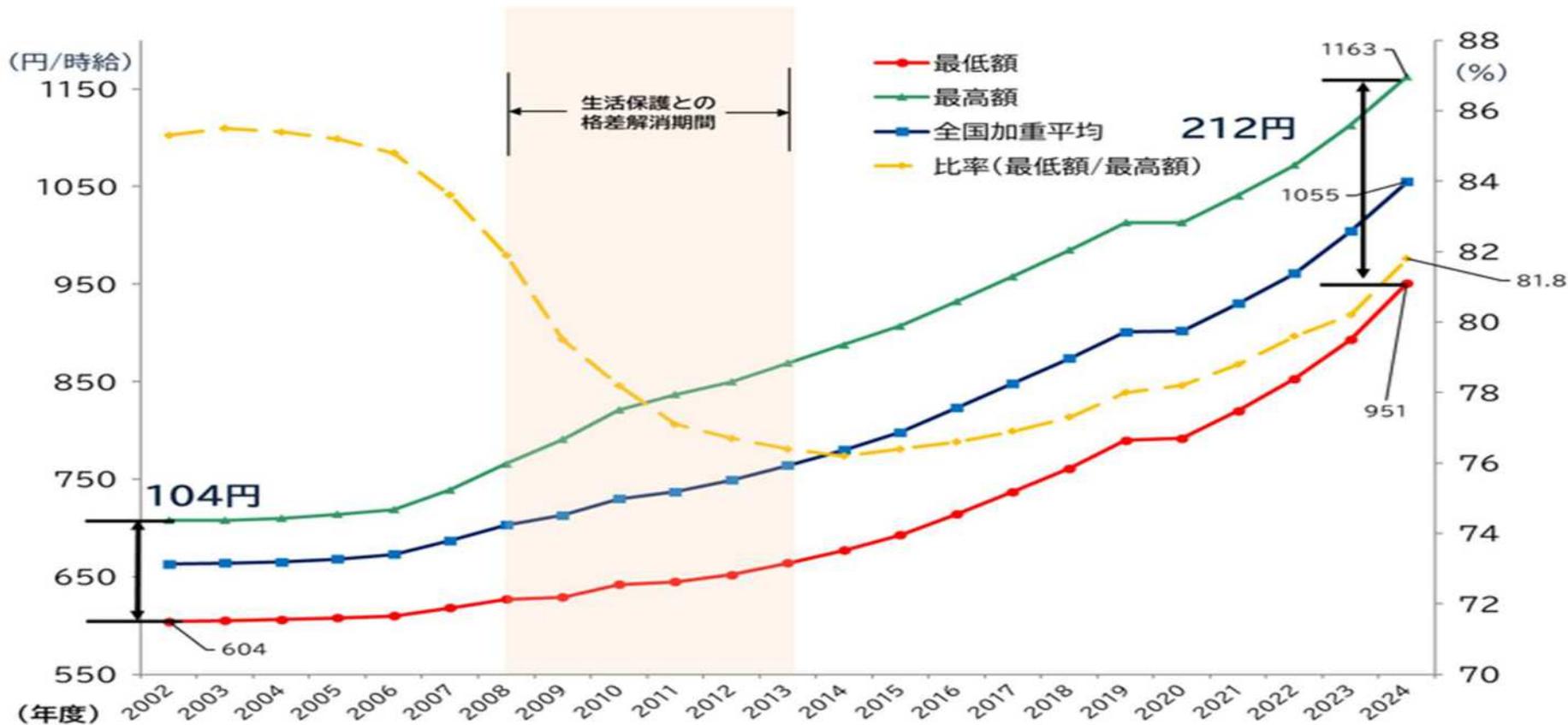
<水準の表記>

HRog_ハローワーク+民間 : HRog賃金Now 「時間当たり給与(パートタイム労働者)」より
 HRog_民間のみ : HRog賃金Now 「時間当たり給与(パートタイム労働者)」より
 毎勤統計 : 毎月勤労統計調査(地方調査)より、パートタイム労働者の所定内給与
 最低賃金 : 地域別最低賃金額。全国については全国加重平均の値

データの出典

■HRog賃金Now: 株式会社ナウキャスト
 ■毎月勤労統計調査(地方調査): 厚生労働省
 以上をもとに連合事務局にて作成

【Ⅳ. 現状認識】 地域間格差の推移



【例】 最低賃金で1ヵ月(173.8時間 ※月平均の所定労働時間の目安)労働した場合

東京	1,163円×173.8=202,129円	} 36,671円(年間 440,052円)の差
熊本	952円×173.8=165,458円	
福岡	992円×173.8=172,410円	

労働調査会「最低賃金決定要覧」より連合作成

大きな地域間格差が存在！

地域別最低賃金は、地域の賃金相場を形成するベースであり、最低賃金の地域間格差がそのまま賃金相場の格差にも繋がっていることが推測される。結果、人口の県外流出やUIターンなどの弊害となっている。また、最低賃金は外国人労働者の賃金にも影響するため、外国人労働者確保も困難になることが予想される。

【IV. 現状認識】世界の最低賃金額の状況



図. 最低賃金の国際比較

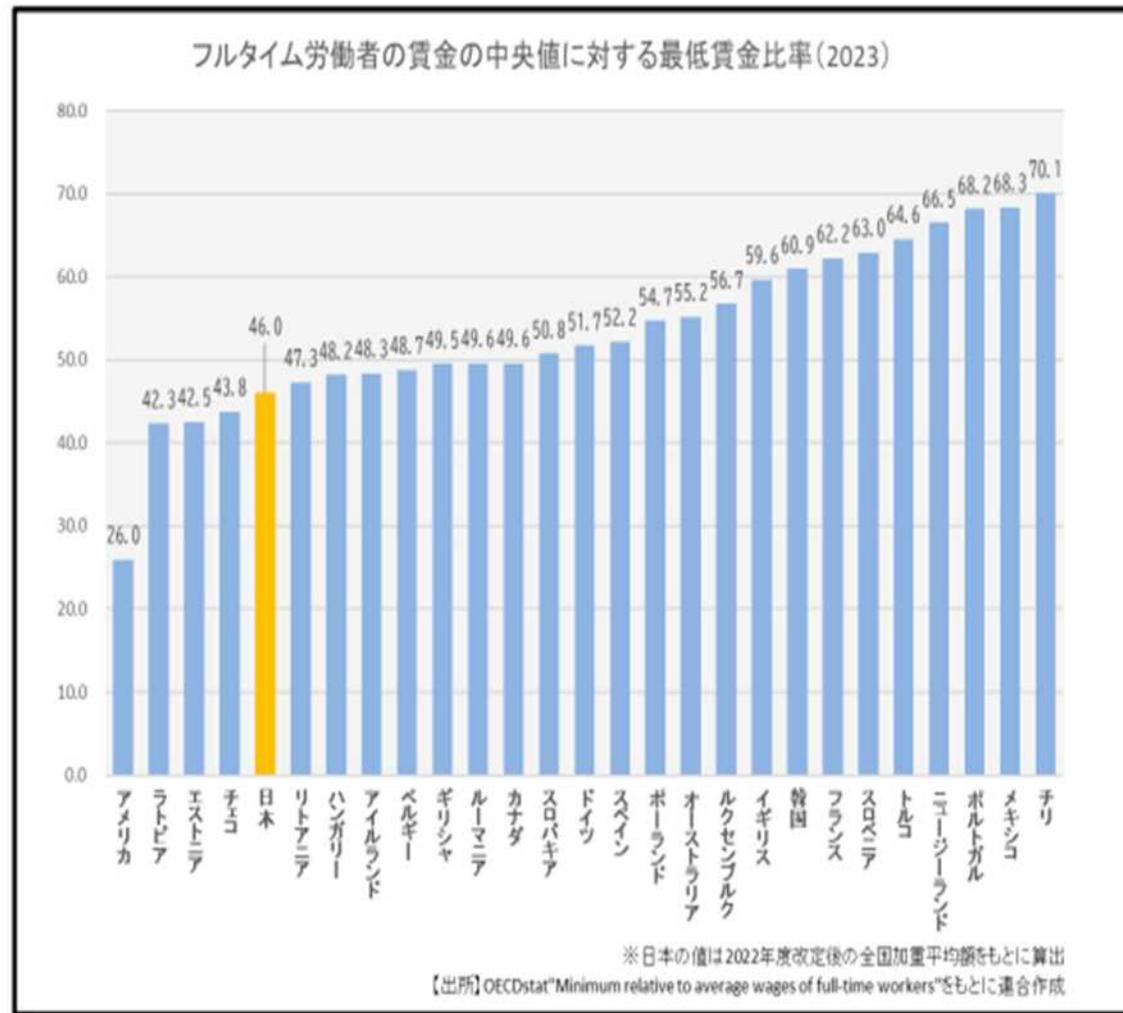


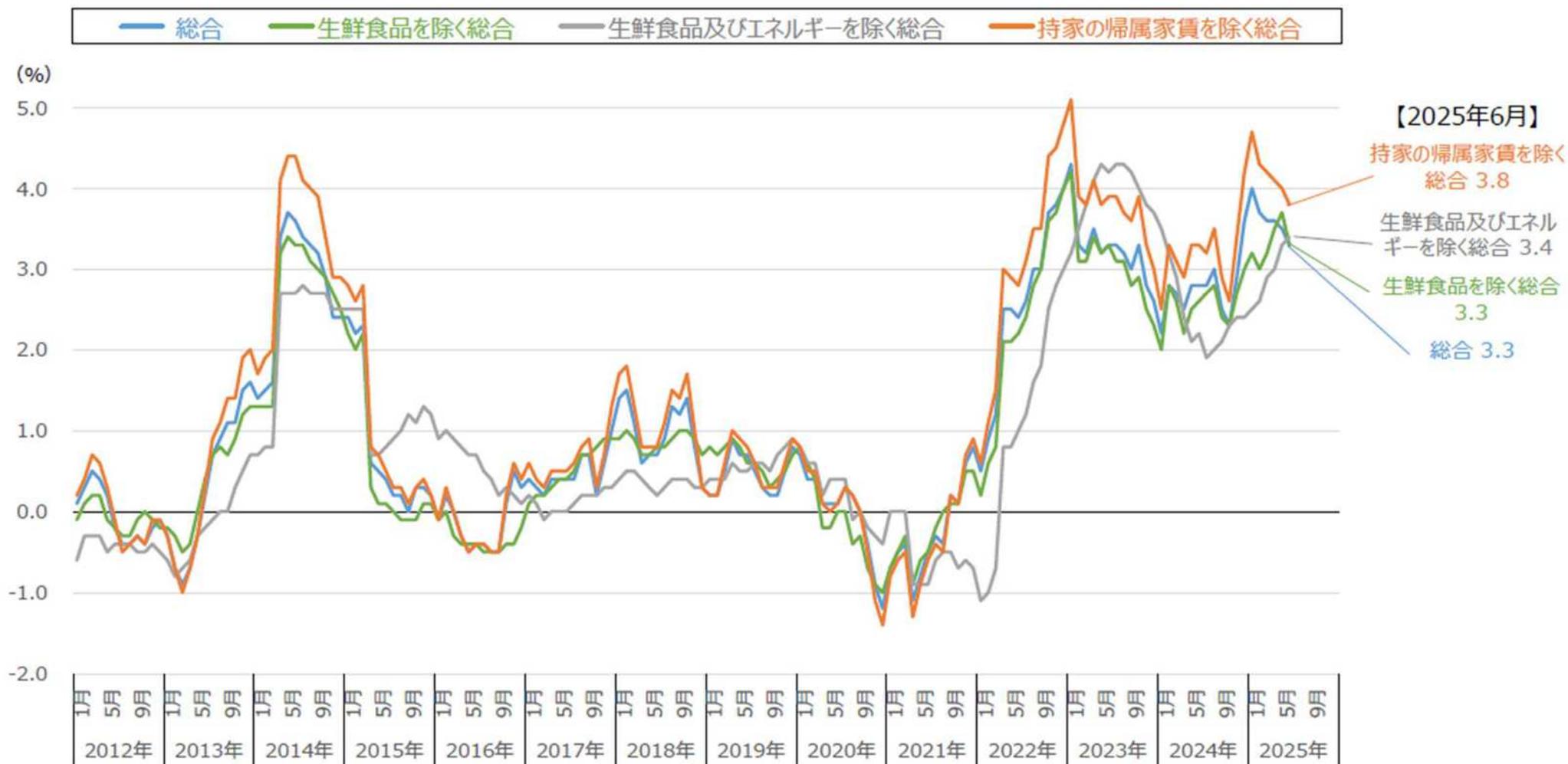
図. フルタイム労働者の賃金の中央値に対する最低賃金比率¹⁵

中央値の値は賃金構造基本統計調査(2023)をもとにOECD試算。
 当試算の最低賃金は2022年改定後の全国加重平均961円が用いられている。

【Ⅳ. 現状認識】 消費者物価指数

消費者物価指数の推移（対前年同月比）

○ 2025年6月の消費者物価指数の「総合」は+3.3%、「生鮮食品を除く総合」は+3.3%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+3.4%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.8%となっている（いずれも対前年同月比）。

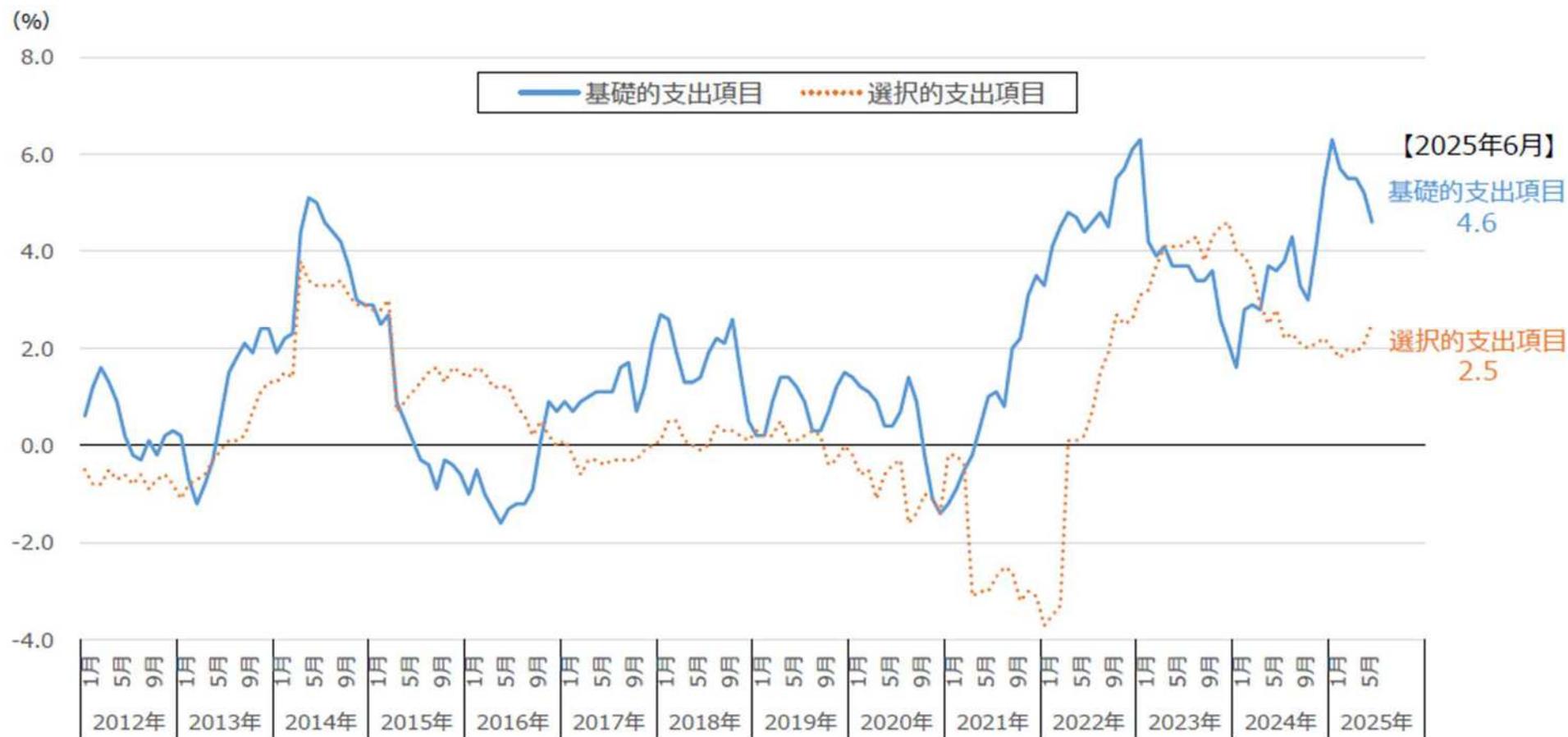


(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

【Ⅳ. 現状認識】 消費者物価指数

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2025年6月では、「基礎的支出項目」は+4.6%、「選択的支出項目」は+2.5%となっている。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。

選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。

2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。

3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

【Ⅳ. 現状認識】 消費者物価指数

消費者物価指数の対前年上昇率の推移

(単位：%)

	ウェイト (1万分比)	2024年			2025年						2024年10月～ 2025年6月 平均	2023年10月～ 2024年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
持家の帰属家賃を除く総合	8,420	2.6	3.4	4.2	4.7	4.3	4.2	4.1	4.0	3.8	3.9	3.2

(単位：%)

	ウェイト (1万分比)	2024年			2025年						2024年10月～ 2025年6月 平均	2023年10月～ 2024年6月 平均
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
頻繁に購入	1,215	1.5	3.2	4.6	6.2	5.7	5.7	4.3	3.6	3.0	4.2	5.4
1か月に1回程度購入	1,136	2.5	5.7	9.6	10.4	7.3	6.4	7.0	6.1	5.7	6.7	1.1
基礎的支出項目	5,121	3.0	4.1	5.4	6.3	5.7	5.5	5.5	5.2	4.6	5.0	2.9
食料	2,626	3.5	4.8	6.4	7.8	7.6	7.4	6.5	6.5	7.2	6.4	5.5

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- 注1 「頻繁に購入」、「1か月に1回程度購入」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する各品目を年間購入頻度別の階級に区分したものの一つ。「頻繁に購入する品目」は年間購入頻度15.0回以上、「1か月に1回程度購入する品目」は年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。
- 注2 「基礎的支出項目」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する品目を「支出弾力性」により分類したときの、支出弾力性1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。なお、支出弾力性1.00以上の支出項目は「選択的支出項目」であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
- 注3 「食料」は、総合指数を構成する各品目を10大費目に分類したときの費目の一つ。
- 注4 平均上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

【IV. 現状認識】 消費者物価指数

消費者物価指数「頻繁に購入する品目」及び「1か月に1回程度購入する品目」

- 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」は、年間購入頻度15.0回以上の品目、「1か月に1回程度購入する品目」は、年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。

「頻繁に購入する品目」の構成

食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉（国産品）	きゅうり	茶飲料
豚肉（輸入品）	トマト	コーヒー飲料A
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ（国産品）	バナナ	

「1か月に1回程度購入する品目」の構成

まぐろ	生しいたけ	コロッケ
さけ	えのきたけ	からあげ
揚げかまぼこ	こんにゃく	ぎょうざ
ちくわ	りんご	冷凍ぎょうざ
魚介缶詰	食用油	乳酸菌飲料
牛肉（国産品）	乾燥スープ	チューハイ
牛肉（輸入品）	ふりかけ	電気代
ベーコン	つゆ	台所用洗剤
ほうれんそう	合わせ調味料	洗濯用洗剤
はくさい	ビスケット	マスク
プロックリー	キャンデー	通信料（携帯電話）
じゃがいも	すし（弁当）A	
だいこん	すし（弁当）B	
かぼちゃ	弁当A	
なす	弁当B	

（資料出所）総務省「消費者物価指数」

【IV. 現状認識】 熊本県企業「休廃業・解散」動向調査(2024年)

調査結果(要旨)

1. 2024年の休廃業・解散は863件、前年比50.9%増
2. 「黒字」休廃業の割合、過去最低の44.3%「資産超過」休廃業の割合も低下
3. 休廃業企業の経営者年齢、平均69.4歳 前年より低下
4. 全8業種中「運輸・通信」除く7業種で増加
5. 業績悪化、財務悪化による「あきらめ廃業」広がりを懸念

熊本県の2024年の休廃業・解散は863件、3年ぶり増加、直近5年間で最大

2024年に熊本県で休業・廃業、解散を行った企業(個人事業主を含む、以下「休廃業」)は863件となった。年間で4.09%の企業が市場から退出・消滅した計算になる。3年ぶりに増加へ転じ、直近5年間で最大となった。

休廃業した企業の雇用(正社員)は少なくとも1813人に及び、前年(820人)から993人増加した。全ての雇用機会が消失したものではないが、約1900人が転退職を迫られた計算となる。消失した売上高は合計548億円に上った。

2024年に休廃業した企業のうち、「資産超過型休廃業」は66.0%を占めた。また、休廃業する直前期の決算で当期純損益が「黒字」だった割合は44.3%で過去最少、「資産超過」かつ「黒字」状態での休廃業が判明した企業の割合は全体の15.5%と前期より低下した。総じて2024年の休廃業動向は、特に直近期の損益が悪化した企業の割合が高い点が特徴といえる。



[注] 黒字・赤字の判定は休廃業・解散直前の当期純利益に基づく

【Ⅳ. 現状認識】 完全失業率と有効求人倍率の推移（全国）



出所：総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」から連合作成

2002年からの21年間で最低賃金は1.51倍！

完全失業率は半分！

有効求人倍率は約2.4倍！

【V. 労働環境】

経団連 経営労働政策特別委員会報告（2025年版「経労委」報告）

2025年2月4日

令和6年度労使懇話会セミナー（連合熊本・熊本県経営者協会）の開催

[講師:経団連 労働政策本部 平田充 副本部長]
2025春季労使交渉・協議における経営側の基本スタンス

【「賃金・処遇決定の大原則」の徹底】

- 賃金引き上げの力強いモメンタム(勢い)を「定着」させ、「分厚い中間層」形成と「構造的な賃金引き上げ」実現に貢献することが、経団連・企業の社会的責務。
- 各企業は、賃金引き上げと総合的な処遇改善を「人への投資」として明確に位置付けた「賃金・処遇決定の大原則」に則った積極的な検討と実行を呼びかける。
- 中期的には、2%程度の物価上昇を前提に、物価上昇に負けない賃金引き上げの継続に取り組み、「賃金は上がっていくもの」という機運の社会的規範化の実現をめざす。
- 月例賃金や初任給、諸手当、賞与・一時金など多様な選択肢について企業労使で真摯な議論を重ね、自社にとって適切な賃金引き上げ方法を見出し実行することが必要。

【「人への投資」を加速する「未来協創型」労使関係の確立】

- 賃金引き上げの力強いモメンタムの「定着」には、生産性の改善・向上を通じた賃金引き上げ原資の安定的な確保が必要。そのためには、働き手・労働組合の理解と協力が不可欠。
- 企業にとって働き手・労働組合は、「経営のパートナー」かつ重要なステークホルダー。今後も適切な緊張感と距離感による安定的で良好な労使関係が重要。
- 経団連は、「闘争」関係ではなく、わが国が抱える社会的課題の解決に向けて、未来を「協創」する関係＝「未来協創型」労使関係の構築・確立に尽力する。

2025年の改訂の考え方 ※賃金に関する事項

【要点】

I. 新しい資本主義の進捗と実現

- 目指す姿 : 「成長」と「分配」が両立する社会。特に賃上げを成長の中心に据える。
- 進捗の評価 : 賃上げが進みつつあり、特に大企業でのベア(基本給引上げ)が顕著。成長投資(GX=グリーン、DX=デジタル、AIなど)も着実に始動。
- 今後の方針 : 実質賃金を毎年1%以上上げることを「社会の当たり前(ノルム)」に。官民合わせて大規模投資(2030年までに135兆円)で生産性を向上。中小企業、地方も含めた成長のすそ野を広げる。

II. 人への投資に向けた中小・小規模企業で働く人の賃上げ定着

- 課題 : 中小企業では、原材料・人件費のコスト増を価格に転嫁できず、賃上げが難しい。労働者の約7割が中小で働いており、ここで賃上げが進まないと全体の底上げにならない。
- 対応策 : 価格転嫁の仕組みを強化
 - ・大企業と中小企業の取引の「適正価格化」をルール化。
 - ・公共調達(国・自治体の発注)でも「賃上げ対応コストを反映」へ。省力化・生産性向上投資を支援
 - ・中小が賃上げできるように、ロボット導入やデジタル化の費用を支援。労働市場改革・人への投資
 - ・副業や兼業、リスキリング(学び直し)を支援。
 - ・同一労働同一賃金や女性活躍も推進。

【まとめ】

- I. 成長と分配の実現 : **賃上げと投資の好循環で「実質賃金+1%」を目指す**
- II. 中小企業の賃上げ : **価格転嫁ルール、生産性向上支援、人への投資で中小企業も賃上げできるような環境を作る**

最低賃金の引上げ

- 【目標】 : 2020年代中に全国加重平均で最低賃金1,500円を目指す。
これは、2029年度までの「実質賃金+1%上昇ノルム」の実現において重要な柱。

- 最低賃金目標 : 2020年代に全国平均1,500円を目指す
- 取り組み体制 : 官民連携の賃金向上推進5か年計画に基づき実施
- 取引環境整備 : 官公需・下請法改正で価格転嫁促進
- 中小企業支援 : 省力化・生産性向上投資の支援
- 制度の見直し : デフレ期の固定制度を再検討し改変

最低賃金引上げは、「実質賃金の年1%上昇ノルム」を国家戦略とする中核施策。また、官公需・価格転嫁・制度見直し・投資支援を総動員して、中小企業の条件整備と労働分配の底上げを目指す。特に地方創生と連携し、地域間格差の縮小を計画的に推進する姿勢が重要。

中小企業の賃上げ実現！

中小企業の成長なくして
日本経済の成長なし

日本企業の99.7% 従業員の68.8%

好循環をつくりあげる！

継続的賃上げの実現

緩やかな一定量の継続的インフレ

日本経済の好循環の実現

➡ 賃金引上げ ➡ 可処分所得の向上 ➡ 個人消費の拡大 ➡ 企業の活性 ➡

中小企業が賃上げできる環境の整備

- ・取引の適正化及び価格転嫁の実現
- ・中企庁、公正取引委員会の進める取り組みの検証と改善策
- ・中小企業の生産性向上に向けた支援策
- ・関係団体との連携

全国で経営者団体・行政・自治体・金融界・運送業・労働団体などによる「価格転嫁の円滑化に関する協定書」の締結が進行中。

熊本は、2023年12月19日付で全16団体にて協定を締結。九州地区では、福岡、長崎、大分、宮崎、沖縄で締結。

～ 継続した取り組みが重要・粘り強く勇気をもって取り組む ～

【V. 労働環境】 2025年賃上げ状況

連合集計

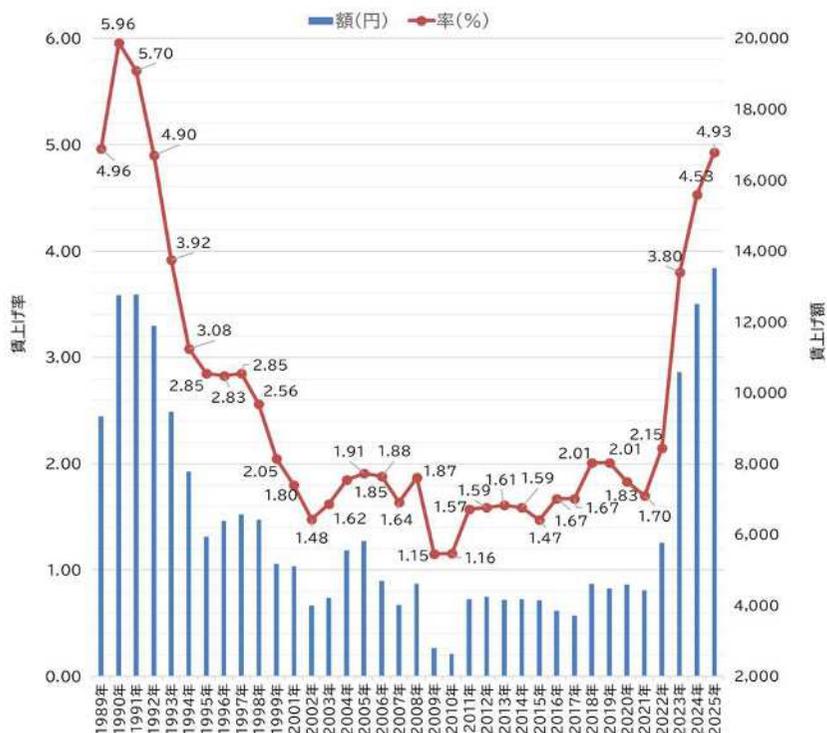
熊本集計	組合員数による加重平均 ※2025年7月9日集計				回答 (2025年7月10日公表)				回答 (2024年7月10日公表)				
	組合数		定昇相当分込み 賃上げ計	定昇相当分込み 賃上げ計	昨年対比	組合数		定昇相当分込み 賃上げ計	定昇相当分込み 賃上げ計	組合数		定昇相当分込み 賃上げ計	定昇相当分込み 賃上げ計
	組合員数	組合員数				組合員数	組合員数						
平均賃金方式	81 組合 19,489 人	13,515 円	4.93 %	1,014 円 0.40 ポイント	86 組合 28,663 人	12,501 円	4.53 %						
300人未満	60 組合 6,717 人	12,380 円	5.18 %	1,486 円 0.64 ポイント	61 組合 6,630 人	10,894 円	4.54 %						
300人以上	21 組合 12,772 人	14,115 円	4.77 %	1,111 円 0.24 ポイント	25 組合 22,033 人	13,004 円	4.53 %						

※ 2025回答と2024回答は、集計組合が異なるため、単純比較はできません。

全国集計	組合員数による加重平均 ※2025年7月1日集計				回答 (2025年7月3日公表)			
	組合数		定昇相当分込み 賃上げ計	定昇相当分込み 賃上げ計	組合数		定昇相当分込み 賃上げ計	定昇相当分込み 賃上げ計
	組合員数	組合員数			組合員数	組合員数		
平均賃金方式	5,162 組合 2,962,661 人	16,356 円	5.25 %					
300人未満	3,677 組合 348,833 人	12,361 円	4.65 %					
300人以上	1,485 組合 2,613,828 人	16,920 円	5.33 %					

※ 2024回答と2023回答は、集計組合が異なるため、単純比較はできません。

連合熊本 賃上げ集計推移
(平均賃金方式・組合員一人当たり加重平均)



【熊本の状況】

連合が集計した熊本県内の定昇相当を含む賃上げ額(月額)は、**13,515円 4.93%**(昨年比1,014円増 0.40ポイント増)と、3年連続で1万円を突破。また、300人未満では**12,380円 5.18%**(昨年比1,486円増 0.64ポイント増)と、中小組合の統計を取り出した2014年以降で初めての5.00%を超える賃上げを獲得。

また、報告のあった81組合のうち、賃上げが明確にわかる組合でベースアップ(賃金改善)を獲得したのは74組合(91.4%)で9割以上の組合でベースアップを獲得。

業種別に見ても、すべての業種でベアが報告されている。また、昨年から2024年問題で働き方改革を実施している「交通運輸」は、賃上げ率4.46%(昨年比2.97%)1.49ポイント増を獲得し賃金面でも改善が進んでいる。

各産業別労働組合での春季生活闘争では、懸命に働く仲間のため、また、人材の確保や流出防止の観点から、「ベースアップ」「初任給」「臨時給」等の賃金に関する部分やワークライフバランスにおける「労働条件の改定」など労使間で粘り強く交渉した結果と受け止める。

【V. 労働環境】 賃上げ状況

(一社) 日本経済団体連合会 2025年春季労使交渉 回答状況

～ 賃上げ額、賃上げ率ともに上昇 ～

～ 前年から上昇 ～

【大手 500人以上】

2025年5月22日

【中小企業 500人未満】

2025年6月20日

第1回集計 (加重平均)	2025年			2024年		
	社数	回答額 (了承・妥結合)	アップ率	社数	回答額 (了承・妥結合)	アップ率
総平均	97	19,342 (19,375)	5.38 (5.55)	89	19,480 (18,700)	5.58 (5.52)
製造業平均	82	18,985 (19,081)	5.34 (5.58)	77	19,920 (18,563)	5.85 (5.64)
非製造業平均	15	20,234 (20,985)	5.48 (5.41)	12	18,168 (19,581)	4.85 (4.88)

第1回集計 (加重平均)	2024年			2024年		
	社数	回答額 (了承・妥結合)	アップ率	社数	回答額 (了承・妥結合)	アップ率
総平均	251	11,826 (10,838)	4.53 (4.07)	226	10,420 (9,759)	3.92 (3.74)
製造業平均	150	12,312 (10,829)	4.51 (4.06)	150	11,042 (10,148)	4.12 (3.88)
非製造業平均	101	11,119 (10,851)	4.12 (4.07)	78	9,286 (9,021)	3.53 (3.47)

(注)

- 1) 調査対象は、原則として従業員500人以上、主要22業種大手244社
- 2) 平均欄の()内は一社あたりの単純平均
- 3) 21業種160社(65.6%)の回答を把握。うち63社は平均金額不明等のため、集計より除外
- 3) 上記回答・妥結額は、定期昇給(賃金体系維持分)等を含む
- 4) 2025年の妥結額・アップ率は、2024年の集計企業の数値(同対象比較)

(注)

- 1) 調査対象は、地方別経済団体の協力により、原則として従業員500人未満、17業種 754社
- 2) 平均欄の()内は単純平均
- 3) 17業種264社(35.0%)の回答を把握。うち13社は平均金額不明等のため、集計より除外
- 4) 上記回答・妥結額は、定期昇給(賃金体系維持分)等を含む
- 5) 2024年の数値は、2024年6月13日付第1回集計結果

有期・短時間・契約等労働者の賃上げ(連合集計)

時給	2025回答 (2025年7月3日公表)			昨年対比	2024回答 (2024年7月3日公表)		
	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額・率	平均時給 (参考値)		集計組合数 集計組合員数	賃上げ額・率	平均時給 (参考値)
単純平均	384 組合 861,305 人	59.65 円 5.17 %	1,213.28 円	5.87 円 0.26 ポイント	386 組合 885,369 人	53.78 円 4.91 %	1,148.92 円
加重平均		66.98 円 5.81 %	1,219.70 円	4.28 円 0.07 ポイント		62.70 円 5.74 %	1,155.02 円
月給	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	率(参考値)	昨年対比	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	率(参考値)
	単純平均	127 組合	9,914 円	4.32 %	777 円	146 組合	9,137 円
加重平均	25,167 人	10,004 円	4.35 %	▲ 865 円	27,845 人	10,869 円	4.98 %

VI. 最低生計費(地域における労働者の生計費)

連合の考える最低生計費との比較

「連合2024都道府県別リビングウエイジ」と「2024年度地域別最低賃金」との比較

リビングウエイジは、労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準を連合が独自に算出しているもの。さいたま市での調査にもとづき、マーケット・バスケット方式で算出。

都道府県別LWは、さいたま市のLWを住居費以外と住居費に分け、地域差を推計し都道府県別に換算し、両者を合計したもの。

ランク	都道府県	2024LW			2024LW(自動車保有の場合)			⑤2024地域別最低賃金 (円)	地域物価指数	
		①時間額 *1	②月額 *2	最賃比	③時間額*1	④月額 *2	最賃比		住居費以外 *3	住居費 *4
		②/165h(円)	(円)	⑤/①	④/165h(円)	(円)	⑤/③		さいたま市=100	
A	東京	1,350	223,000	86.1	1,680	277,000	69.2	1,163	101.6	127.8
B	福岡	1,140	188,000	87.0	1,450	240,000	68.4	992	96.9	75.9
C	鳥取	1,120	185,000	85.4	1,440	238,000	66.5	957	98.5	65.4
	佐賀	1,120	184,000	85.4	1,430	236,000	66.9	956	97.2	67.0
	山形	1,150	190,000	83.0	1,470	243,000	65.0	955	100.6	68.4
	大分	1,100	182,000	86.7	1,410	233,000	67.7	954	97.0	63.2
	青森	1,120	184,000	85.1	1,430	236,000	66.6	953	98.5	61.9
	長崎	1,120	185,000	85.1	1,440	237,000	66.2	953	98.3	65.2
	鹿児島	1,080	178,000	88.2	1,380	228,000	69.1	953	95.4	60.1
	沖縄	1,160	192,000	82.1	1,480	245,000	64.3	952	99.8	74.0
	熊本	1,130	186,000	84.2	1,450	239,000	65.7	952	98.6	67.1
	高知	1,130	186,000	84.2	1,440	238,000	66.1	952	99.3	63.9
	岩手	1,130	186,000	84.2	1,450	239,000	65.7	952	99.2	65.3
	宮崎	1,080	179,000	88.1	1,390	230,000	68.5	952	95.9	61.5
秋田	1,120	184,000	84.9	1,430	236,000	66.5	951	98.3	62.9	

*1 ①と③は、それぞれ月額である②と④を「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)の所定内実労働時間数全国平均の直近3年平均(165時間)で除し、10円未満は四捨五入

*2 さいたま市のリビングウエイジ(成人単身)を住居費と住居費以外に分解し、それぞれさいたま市を100とする地域物価指数(*3*4)を乗じて算出

*3 『住居費以外の地域物価指数』は、「小売物価統計(構造編)」(総務省統計局, 2023)の「家賃を除く総合」指数から算出

*4 『住居費の地域物価指数』は、「住宅・土地統計調査」(総務省統計局, 2023)「1か月当たり家賃・間代」(0円を含まない)と

「1か月当たり共益費・管理費」(0円を含まない)を足した額から算出